明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

三十五　平成十二年二月一日農林水産省告示第百二十一号（農業災害補償法施行令第二条の八第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を定める件）
三十六　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百六十三号（農業災害補償法施行規則第二十三条の二第一項第五号の農林水産大臣が定める費用を定める件）
三十七　任意共済損害認定準則（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百六十八号）
三十八　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百七十五号（農業災害補償法第百三十七条第四号イの再保険金の支払限度額及び第百四十一条の七第一項第三号イの保険金の支払限度額を定める件）
三十九　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百七十七号（農業災害補償法第百二十条の十四第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に基づき蚕繭に係る畑作物の共済目的の蚕期に応じて農林水産大臣が定める区分を定める件）
四十　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百七十八号（農業災害補償法第百二十条の十七第二号の規定に基づき特定の地域における特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める桑の発芽期前の日を定める件）
四十一　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十二号（農業災害補償法第百五十条の八の規定により読み替えて適用する同法第百三十七条第五号の再保険金の支払限度額及び同法第百五十条の八の規定により読み替えて適用する同法第百四十一条の七第一項第四号の保険金の支払限度額を定める件）
四十二　特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号）
四十三　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十五号（農業災害補償法第百五十条の三の三第一項の最低割合の基準を定める件）
四十四　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十九号（農業災害補償法施行規則第四十七条の十七の農林水産大臣の指定する届出伝染病を定める件）
四十五　平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百九十三号（農業災害補償法第百三十五条第六号イ及び第百四十一条の五第五号イの農林水産大臣が定める率を定める件）
四十六　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十三号（農業災害補償法第十三条の二の農林水産大臣の定める金額を定める件）
四十七　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百八十四号（農業災害補償法第十三条の五の農林水産大臣の定める金額を定める件）
四十八　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百九十一号（農業災害補償法第百七条第一項の農林水産大臣が定める別を定める件）
四十九　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百九十二号（農業災害補償法第百九条第一項から第三項までの農林水産大臣が定める二以上の割合を定める件）
五十　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百九十四号（農業災害補償法施行規則第二十九条の九の二第三項の農林水産大臣が定める方法を定める件）
五十一　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百九十五号（農業災害補償法第百十五条第一項の農林水産大臣が定める種類を定める件）
五十二　平成十五年十二月九日農林水産省告示第千九百九十六号（農業災害補償法第百十五条第十項の農林水産大臣の定める金額を定める件）
五十三　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千号（農業災害補償法第百二十条の六第三項の農林水産大臣の定める方法を定める件）
五十四　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二号（農業災害補償法第百二十条の六第一項各号の最低割合の基準を定める件）
五十五　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千三号（農業災害補償法第百二十条の七第一項の農林水産大臣が定める別を定める件）
五十六　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千四号（農業災害補償法第百二十条の八第二項第二号及び農業災害補償法施行規則第三十三条の八の二第一項の農林水産大臣の定める方法を定める件）
五十七　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千五号（農業災害補償法第百二十条の八第四項及び第百五十条の五の十四第二項の農林水産大臣の定める方法を定める件）
五十八　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十一号（農業災害補償法第百二十条の二十三第一項の農林水産大臣が定める別を定める件）
五十九　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十二号（農業災害補償法施行規則別表プラスチックハウスⅣ類甲の項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）
六十　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十三号（農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七第二項の農林水産大臣が定める費用等を定める件）
六十一　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十五号（農業災害補償法第百二十二条第三項の農林水産大臣が定める収穫共済の区分を定める件）
六十二　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十六号（農業災害補償法第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を定める件）
六十三　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十七号（農業災害補償法第百三十五条第三号の農林水産大臣の定める割合を定める件）
六十四　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千十九号（農業災害補償法第百五十条の三の三第一項の農林水産大臣が定める二以上の割合を定める件）
六十五　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十号（農業災害補償法施行規則第四十七条の八第一項の農林水産大臣の定める方法を定める件）
六十六　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十一号（農業災害補償法第百五十条の三の五の規定により読み替えて適用する同法第百三十七条第一号の再保険金の支払限度額及び同法第百五十三条の三の五の規定により読み替えて適用する同法第百四十一条の七第一項第一号の保険金の支払限度額を定める件）
六十七　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十二号（農業災害補償法第百五十条の四第一項の農林水産大臣の定める基準を定める件）
六十八　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十三号（農業災害補償法施行規則第四十七条の十一第二項の農林水産大臣の定める金額を定める件）
六十九　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十四号（農業災害補償法施行規則第四十七条の十二の農林水産大臣が定める率を定める件）
七十　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十五号（農業災害補償法施行規則第四十七条の十三の農林水産大臣が定める率を定める件）
七十一　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十六号（農業災害補償法第百五十条の五第一号の農林水産大臣が定める割合を定める件）
七十二　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十八号（農業災害補償法第百五十条の六第一項第二号の最低割合の基準を定める件）
七十三　平成十五年十二月九日農林水産省告示第二千二十九号（農業災害補償法施行規則第四十七条の三十四第一項の農林水産大臣の定める方法を定める件）
七十四　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）
七十五　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）
七十六　平成十六年一月二十九日農林水産省告示第百四十三号（農業災害補償法第百二十条の七第二項の農林水産大臣の定める共済目的の種類及び防災施設を定める件）
七十七　平成十六年一月二十九日農林水産省告示第百四十四号（農業災害補償法施行規則第三十三条の六の五第二項の農林水産大臣が地域別に定める割引率を定める件）